

「いきいきボランティアポイント事業」について (個人登録向け資料)

制度の概要について

60歳以上の方が市内の受入施設などでボランティア活動を行った場合やシルバーポイント(長寿応援ポイント)事業の登録団体で代表者・スタッフとして活動した場合等にポイントが付与されます。

ポイントが貯まったら、奨励金や福祉団体などへの寄附、または市に登録した店舗で使用できるシルバー元気応援券(商品券)に交換できます。



◎どんな目的で作られたの？

- ・「高齢者の社会参加、生きがいづくり」と「介護予防」の推進
- ・ボランティアのきっかけづくり

◎どんな人が対象？

さいたま市の住民基本台帳に登録されている60歳以上の方

◎どんなボランティアが対象？

- 1 受入施設(高齢者施設、障害福祉サービス事務所、児童施設など)でのボランティア活動
(例)話し相手、イベント手伝い、入所者等に対する芸能披露 など
- 2 宅配食事サービス事業でのボランティア活動
高齢者等のお宅への食事の配達、声掛けなど
- 3 傾聴ボランティアの活動
- 4 長寿応援ポイントの登録団体代表・スタッフでの活動

登録からポイント付与までの流れ

① いきいきボランティアポイント事業への登録申請

区役所高齢介護課へ申請し、「いきいきボランティア手帳」を受け取る。

◆登録者は全員、市が指定するボランティア活動保険へ加入します。

◆ボランティアの活動先をお探しの方は、

さいたま市セカンドライフ支援センター（愛称：り・とらいふ）へ御相談ください。（TEL:048-881-8627）

その際、必ず「いきいきボランティアポイント事業の対象になる活動先を希望する」旨をお申出ください。

② ボランティア活動とポイントの取得

(1) 市が指定するいきいきボランティア受入施設等でボランティア活動を実施

(2) 「いきいきボランティア手帳」を施設等の責任者に提示

(3) 活動時間に応じた「いきいきボランティアシール」をもらう。

（長寿応援ポイント事業の登録団体の代表者・スタッフは活動時間に
応じて「いきいきボランティアシールを貼付。」）

◆活動先が、対象施設等に該当するか否かは、市のホームページや区役所の窓口、いきいきボランティア手帳の「受入施設一覧」で御確認ください。

◆ポイント付与の基準

活動時間	取得ポイント	ポイントの上限
30分以上 1時間30分未満	1ポイント	1日あたり 上限2ポイント
1時間30分以上	2ポイント	（複数の施設等で活動した場合も合わせて2ポイントまで）

③ポイントを貯める

受け取った「いきいきボランティアシール」を、「いきいきボランティア手帳」に貼り、ポイントを貯める。



注意!

ポイントの管理は、いきいきボランティア手帳によって行います。

手帳を紛失した場合又は棄損した場合等で、既に付与したポイントを再交付することはできませんので、御注意ください。

ポイントが貯まったら

ポイントが貯まったら、奨励金、福祉団体への寄附、またはシルバー元気応援券（商品券）に交換することができます。区役所高齢介護課へポイント交換の申請をしてください。



◆申請時に必要なもの

- ・いきいきボランティア手帳
- ・奨励金振込口座の通帳（奨励金に交換する場合）

◆ポイント交換の基準の申請期間

○ポイントの集計単位

年度単位（4月1日～翌年の3月31日）

○ポイント交換の申請期間

ポイントが付与された年度からその翌々年度の年度末までの3年間

【ポイント交換の基準】

申請の時期	ポイント交換の基準		交換可能回数	ポイント交換の上限
ポイントが付与された年度	1ポイント = 100円	1ポイント単位	1回 (一括交換のみ)	ポイント付与の1年度あたり上限5,000円とし、上限に達した場合に限りさいたま市シルバー元気応援券の交付を選択することができます。
翌年度				
翌々年度				

◆奨励金・寄附・シルバー元気応援券（商品券）の選択

・ポイント交換時に奨励金、寄附、シルバー元気応援券のいずれかを選べます。

◆ボランティア活動の奨励金

登録者本人名義の銀行口座へ振り込みます。

◆福祉団体等への寄附

市が指定した寄附団体の中から寄附先を選択できます。
希望により匿名の寄附も可能です。

◆シルバー元気応援券（商品券）

さいたま市シルバー元気応援ショップの応援券取扱い店舗で、買い物等に利用できる商品券です。

利用可能店リストは、区役所高齢介護課にあります。

50ポイントを、6,000円の商品券と交換します。



覚えておきたい！ボランティア活動の心得10か条



1. 常に相手への思いやりを持って活動しましょう
不用意な発言が相手の心を傷つけることがあります。
常に、自分が相手の立場になったつもりで思いやりを持って接しましょう。
2. 個人のプライバシーは絶対に守りましょう
ボランティアも守秘義務があります。活動中に知り得た個人の情報は、決して他の人に話さないようにしてください。
特に、家族や親しい友人との会話や、活動帰りのバスの中でのボランティア同士でおしゃべりするときなどは『要注意』です。
3. 良好なコミュニケーションと信頼関係を築きましょう
笑顔で『あいさつ』をするように心がけましょう。楽しく活動を続けるためにも、施設利用者の方々や職員、ボランティア仲間等との良好な関係を保つことが大切です。
4. 約束を守り、責任を持って活動しましょう
ボランティアといえども、社会的活動なので気ままな行動は許されません。無断で時間に遅れることや、急に約束をキャンセルするようなことをしてはいけません。事情があるときは、必ず事前に活動先へ連絡してください。活動先の指示やルールに従い、与えられた役割に責任を持って活動しましょう。
5. 自分本位の活動をしないようにしましょう
自分では良かれと思っていても、必ずしも相手が良い気持ちだとは限りません。相手が話したがっていないのに無理強いをしたり、また、一方的に自分の話ばかりを聞かせたりすることはやめましょう。
6. マナーを守りましょう
活動中は、ボランティア同士のおしゃべりや携帯電話での長話などは慎みましょう。依頼された役割に専念してください。
7. 無理をせず、継続的に活動しましょう
活動を御自身の生活リズムに取り入れ、無理せず長く続けましょう。無理をすると、御自身や施設利用者の方々の事故につながることもあります。わからないことやできそうにないことは、活動先へ必ず相談してください。

8. 相手や御自身等の安全と健康に十分に注意しましょう
手の消毒などの衛生管理の徹底はもちろん、風邪などの感染症にかかった場合には、相手の生命に危険を及ぼしますので、必ず活動先に相談し、活動を中止しましょう。

また、動きやすい服装で活動してください。御自身だけでなく、周囲の方々にけがをさせてしまう危険もあります。



9. 謙虚さを失わないようにしましょう

ボランティアをすると、どうしても「～してやっている」「～してやった」などといった気持ちが生じがちです。ボランティアを受ける立場の方に対し、謙虚な気持ちや態度で接するように心がけましょう。

10. 楽しく活動しましょう

ボランティア活動を楽しいものにしてください。ボランティア活動を通じて、他の人との交流を深め、様々な発見や、やりがいを感じられるはずです。御自分のためのボランティア活動ができるように楽しく参加しましょう。

FAQ -制度に対する個別の質問-



◆対象者と登録申請手続きについて

問1 ボランティアの仲間には市外の方もいて、一緒に活動しているが対象になるか。

答 さいたま市の住民基本台帳に記録されている60歳以上の方が対象になりますので、市外の方は対象外になります。

問2 私は要支援1の認定を受けているが、対象になるか？

答 ボランティアには、話し相手やレクリエーション指導など様々な活動がありますので、要支援者等であっても、登録は可能です。ただし、ボランティアの受入先からお断りされる可能性もありますので御注意ください。また、御自分が入所又は通所等をしている施設等での活動は、原則、ボランティア活動になりませんので、御注意ください。

問3 登録の申請は、自分が住んでいる区役所の窓口へ行かないとできないのか。

代理人や郵送による申請は可能か。

答 登録事務は、お住まいの区の高齢介護課で管轄しております。従いまして、原則は、お住まいの区の高齢介護課の窓口でお願いします。なお、代理人や郵送による申請も可能ですが、手帳の交付に日数がかかったり、窓口で今後の注意点を説明することもございますので、できるだけ御本人が窓口においでくださるようお願いいたします。

問4 私は以前からボランティア活動を続けているが、登録の申請をした後でないとポイントは付かないのか。

答 この制度は、登録後に交付されるボランティア手帳によってボランティア活動の実績を管理する仕組みですので、申し訳ございませんが、手帳の交付を受けた後の活動でないとポイントは付与されません。

問5 登録すると自動的にボランティア活動保険に加入させるということだが、私は既にボランティア保険に加入済なので、不要だと思うが。

答 既存のボランティア活動保険の中には、「ポイント制度の対象となるボランティア活動は保証の対象外」となってしまうものがあります。従って、市では、いきいきボランティアポイント制度に登録していただいた方が安心して活動を継続していただけるように、別に独自のボランティア活動保険を用意しました。

なお、この保険は「保障の対象が本制度のボランティア活動に限定され

る」ので、安易に現在御加入の保険を止める（更新しない）ことのないよう、慎重に御検討ください。

◆ボランティア活動とポイントについて

問6 私は、民謡クラブに所属し、毎月、様々な介護施設を訪問して民謡を披露している。このような活動も対象になるのか。

答 施設のボランティア活動は、特定の施設に限らず、複数の施設を訪問して、入所者等に対して芸能披露やイベントの開催などを行う場合も、ボランティア活動であれば対象になりますので、訪問する予定の施設が受入施設かどうかを事前に御確認のうえ、対象であれば、施設にポイント付与をお願いしてください。

問7 ボランティア活動をした時に、手帳を忘れてしまった。後日、ポイントをもろうことはできないか。

答 手帳を忘れた場合は、原則としてポイントシールをもろうことは出来ません。これは第三者へのポイント譲渡の防止や1日2ポイントの上限管理を適切に行うためですので御理解をお願いします。

◆ポイントの交換について

問8 ポイント交換の申請は、自分が住んでいる区役所の窓口へ行かないとできないのか。代理人や郵送による申請は可能か。

答 ポイント交換事務はお住まいの区の高齢介護課の管轄としております。従いまして、原則は、お住まいの区の高齢介護課の窓口でお願いします。なお、代理人や郵送による申請も可能ですが、郵送の手間が生じたり、不明点の確認のために質問させていただくこと等もございますので、できるだけ御本人が窓口においてくださるようお願いいたします。

問9 本人が死亡した場合、家族や相続人がポイント交換申請できないのはなぜか。

答 ポイント交換の趣旨は、主に継続的なボランティア活動を奨励するということにあります。従って、御本人が死亡された場合には、ポイント交換ができませんので御理解をお願いします。

問10 翌年度に全ポイントを一括して交換申請したのに、手帳のポイントの合計と交換出来たポイント数が違っていた。これは間違いではないのか。

答 1年度の上限枠50ポイントを超えてしまっていることによるものか、又はポイントに「無効」の部分がある場合が考えられます。「無効」となるのは、例えば、1日の上限2ポイントを超える部分が含まれていたりする

と除外されることとなります。

詳しくは、ポイント交換手続きをした区の高齢介護課にお問合せください。

問 11 奨励金は、現金での受取り又は本人以外の口座への振り込みは可能か。

答 本制度では、第3者による不正受給や窓口での現金受渡し事故等を防止するため、全て御本人口座への振込みとしておりますので、御理解をお願いします。

問 12 寄附をしたい団体があるが、市が指定する「寄附対象一覧」には載っていない。その場合寄附はできないのか。

答 申し訳ございませんが、「寄附対象団体一覧」に掲載されていない団体へは、ポイント交換申請に合わせて寄附をすることはできません。御本人の口座に振込まれた後に、御自身で個別に寄附の手続きをしていただく事になりますので御了承ください。

問 13 この制度に基づく奨励金や寄附は所得税等がかかるのか。

答 東京国税局によると「所得税法の雑所得に該当する」との見解が示されております。

詳しくは、確定申告等の際に、管轄の税務署に御相談ください。